

仙台市路面下空洞調査業務

質問回答書

平成 29 年 11 月 10 日

仙台市

本質問回答書は、募集要項と一体のものとし、同等の効力を持つものとします。
なお、回答については、口頭による個別対応は一切行いません。

No.	質問／回答	
1	質問	<p>特記仕様書，第 13 条に「全幅員の調査を実施する」とありますが，探査幅を考慮し幅員に応じた計測回数で調査を実施するという解釈でよろしいですか。</p> <p>また，その際調査延長の考え方はどのようになりますでしょうか。</p>
	回答	<p>質問にある解釈のとおりです。</p> <p>調査測線長は，調査路線延長に車線数を乗じて算出することとし，調査回数を乗じるものではありません。ただし，路肩部について，車線部の調査で補い切れない場合は，別途協議させていただきます。</p>
2	質問	<p>特記仕様書，第 15 条に「箇所別調書を整理した報告書を作成すること」とありますが，調書について，位置図や緯度経度情報は必要でしょうか。</p>
	回答	<p>空洞（異常箇所）毎に位置図，緯度経度情報を示した箇所別調書を整理することとします。</p>